

前橋市建築基準法関係手数料条例新旧対照表

改正案	現行		
(許可等申請手数料の額)	(許可等申請手数料の額)		
第6条 次の表に掲げる者(前橋市を除く。)は、同表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。	第6条 次の表に掲げる者(前橋市を除く。)は、同表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。		
区分	金額	区分	金額
(1)～(36) 省略		(1)～(36) 省略	
(37) 令第137条の12第11項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	省略	(37) 令第137条の12第6項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	省略
(38) 令第137条の12第12項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	省略	(38) 令第137条の12第7項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	省略
(39) 省略		(39) 省略	